

U12 カテゴリーの登録に関する運用について

<登録に関する通知内容の運用について>

これまでの学校単位の枠組みを廃し、一定の条件の下で登録の自由を容認する。

※「登録の自由を容認する」ことは、これまでの登録がすべてリセットされて、2019 年度は自由に登録ができるということではありません。

1. 対象選手

○対象となる選手は、「U12 カテゴリー登録運用細則」第 3 条に定める選手のうち、2019 年度から新たに登録をして活動する選手とします。

2. 運用上の留意点

○チームの枠組みは、これまでの学校単位の枠組みだけでは選手が集まらない等の問題に対応し、学校単位の枠組み以外も認めることとしますが、これまで通り学校単位の枠組みで活動を続けていくこともできます。

○U12 カテゴリーのチームに登録する選手は、「U12 カテゴリー登録運用細則」第 4 条 1.2.の条件をともに満たしたチームを選択することができます。

○2018 年度に U12 カテゴリーに登録している選手は、2019 年度も同じチームに登録することとします。これまでの登録がすべてリセットされて、2019 年度は自由に登録ができるものではありません。

<登録関連規程の新旧対照表(関連する条項のみ記載)>

旧) ~2018 年度まで	新) 2019 年度以降～
<p>【日本ミニ連規約】 第 8 章 登録 第 26 条 本連盟に加盟登録するチームは、別に定める加盟登録規定により、所属する都道府県連盟を経て登録しなければならない。</p> <p>第 27 条 本連盟に加盟登録し、且つ、公益財団法人日本バスケットボール協会に登録していないチームまたは個人は、本連盟の主催する行事に参加することができない。</p> <p>第 28 条 登録年度は、毎年 4 月 1 日より始まり、3 月 31 日をもって終わる。</p>	<p>【JBA 基本規程】 第 5 章 登録及び移籍 第 101 条[選手登録の義務] ① 加盟チームは、第 104 条[選手登録の手続き]の定めるところにより、所属選手の本協会への選手登録を行わなければならない。ただし、各加盟チームの登録責任者は、選手から承諾を得た上で選手登録を行うものとする。 ② 加盟チームは、未登録の選手を公式試合に出場させてはならず、また選手は、公式試合の出場に際し、登録選手に対して本協会が発行する選手登録証を携帯しなければならない。</p> <p>第 107 条[登録有効期間] ① 登録の有効期間は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までの 1 年間(以下「登録年度」という)とする。ただし、年度をまたぐ競技会に参加している場合は、この限りではない。</p>

【日本ミニ連加盟規定についての方針(確認)】

1. 日本ミニバスケットボール連盟のねらい

「チームに所属した子どもに可能な限り多くのゲームに参加させること。」

「子どもたちにミニバスケットボールの楽しさを十分に味わわせること。」

「各地に広くミニバスケットボールのチームが存在するようはかること。」

2. 加盟規定第 2 条 2 項、1 チームは単独の内容

(1) 単一学区児童で構成されたチームを原則とする。

(2) 単一学区児童のみでは活動できない場合のみ近隣の同一条件校との合体（連合）を認める。

(3) 他学区にチームが普及していない場合等、諸条件が地域によって違いがあるため上記(1)、(2)をそのまま当てはめることができない場合も多い。

その際、1. の日本ミニバスケットボール連盟のねらいをもとに加盟の適否を判断する。

連合チームの場合の学校別、学年別人数と連合の経緯、適否等について十分考慮されることが望ましい。また、加盟登録は、活動しているチームを構成している全員を対象としている。

【JBA U12 カテゴリー登録運用細則】

(目的)

第 1 条 この細則は、公益財団法人日本バスケットボール協会（以下、「JBA」という）基本規程の第 3 章 所属団体、第 4 章 競技者、第 5 章 登録および移籍に基づき、U12 カテゴリーにおける登録の運用に関して必要な事項を定める。

(対象チーム)

第 2 条 この細則の対象となるチームは、JBA 基本規程 第 3 章 所属団体、第 2 節 加盟チームに定める、加盟種別が U12（以下、「U12 カテゴリー」という）のチームとする。

(対象競技者)

第 3 条 この細則の対象となる競技者は、登録年度の 4 月 1 日時点で 12 歳未満の者とする。ただし、過年齢であっても小学校に就学している競技者の登録は認める。

(登録の条件)

第 4 条 U12 カテゴリーのチームに登録する場合は、次の 1.2.の条件をともに満たすこと。

1. 競技者の主たる居住地から当該チームの主たる活動場所まで安全に無理なく集合して活動し、活動後は安全に無理なく帰宅できる範囲のチームであること。
2. 競技者の移動中の安全の確保について、当該競技者の保護者が責任をもって行える環境であること。

以上